

ダム事業の名称	「大川水系大川総合開発事業計画」新月ダム(多目的ダム)
所在都道府県、水系、河川名	宮城県気仙沼市 2級河川大川水系大川
事業者名	宮城県及び気仙沼市
事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況(自由記述・図表等の貼り付け可)	
事業の概要(規模、目的、大まかな変遷など)	
昭和49年2月発表(総事業費105億円)	
型式：重力式コンクリートダム	
総貯水量：270万m ³ ・有効貯水量970万m ³ ・堤高62m・堤頂長425m・堤体積30万m ³	
事業の目的：洪水調節・流水の正常な機能の維持・上水道用水(45500m ³ /日)・工業用水(2!500m ³ /日)	
【事業の変遷】	
昭和54年10月 台風20号q8-1田1大川が氾濫。激甚災害の指定。河川改修5力年計画の策定。当初計画の基本高水流量1600m ³ /sが1000m ³ /sに変更。	
同63年4月 新月ダム建設事業として国庫補助事業採択	
同5月 「大川総合開発事業新月ダム建設工事と同工事委託に関する基本協定」を宮城県と気仙沼市が締結。完成は昭和75年(2001年)	
総貯水量1550万m ³ ・有効貯水量1250万m ³ ・堤高66m・堤頂長450m・堤体積38万m ³ ・上水道用水(4500万m ³ /日)・総事業費340億円・	
治水：曙橋基準点の基本高水1/50で1000m ³ /s・計画高水800m ³ /s	
事業の問題点(必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など)	
必要性の評価	
当初計画の水需要予測は目標年次昭和65年に給水人口12万人、計画給水量72000m ³ /日と過大なものであった。また基本高水は曙橋基準点で1600m ³ /s、計画高水は1000m ³ /sであった。	
暫定水利権	
気仙沼上水道第4次拡張事業に必要な新たな取水量11000m ³ /日は暫定水利権iとしてしか許可されず、安定水利権にするにはダムによる開発が条件。国は暫定水利権を振かざして、気仙沼市にダム事業を押しつけた。	
自然破壊	
ダム上流の支川を、堆砂防止のため三面コンクリート張りの流路溝化する計画により、原始河川が消滅し生態系に与える影響は図り知れない。	
地域社会破壊	
「新月地区新しい郷づくり」計画では、気仙沼本吉圏等の広域レクリエーション需要に対応するため、ダム湖周辺に96haの広域公園をつくる。そのため集落の再編が進み人と風土の結びつきが絶たれ山村社会の崩壊が進行する。	
平成4年3月21日	
新月ダム湖予定地のバックウォーター地点で、平行して走る国道284号からタンクローリーが転落し、積んでいたA重油11キロリットルが大川に流出する事故が発生した。約2、5キロ下流に新月浄水場の取水場、約7キロ下流には館山浄水場の取水場ありいずれも取水停止した。自衛隊が出動しテッキブラシで岩を洗い、ポンプで砂利、砂に付着した重油を洗い出すなど油除去に務めた。全面復旧には24日を要したが、この事故により水源を大川一本に依存する気仙沼市上水道事業の弱点が露呈した。	
中止に至る経過(構想段階から中止に至るまでの経過)	
平成2年9月(25日) 新月ダム建設反対期成同盟の臨時総会。ダムサイト直下の柳沢地区が脱退し「柳沢地区反対期成同盟会」を結成したことへの対応検討。	

同9年8月 建設省「休止ダム事業」と発表「地権者の反対等により、長期間にわたってダム事業の進捗を図ることができない状況であることから、改めて多角的な検討を行う必要がある」

同10年2月 県が「大川治水利水検討委員会」(首藤伸夫委員長)を設置

同11年11月2日 「水源連」遠藤保男(利水)嶋津暉之(治水)両氏が「大川治水利水検討委員会」で参考人として意見発表と提案を行った。

利水：節水施策と水道施設の効率的運用を図れば、一日最大取水量を安定水利権の範囲内に抑えられる。

治水：現行計画通りの河道改修を速やかに実施すればダム建設は不要。曙橋基準点での流量観測態勢の整備を急ぐべきである。

11月25日 「大川治水利水検討委員会」は「市民の意見を聴く会」を開催。8人の意見発表枠に84人の申し込みがあった。治水利水はダムで対応すべきとの主張は3人、河道改修で対応など新月ダム反対が5人であった。

同12年6月 「大川治水利水検討委員会」が浅野知事に意見具申

1)基本高水は50年確率で870m³/sが妥当(現行計画は1000m³/s)

2)河道改修で対応が適当(現行計画は、ダム+河道改修)と思われ、基本計画を2年以内に策定明示すること。

3)気仙沼市が見直した水道計画36000n¹³/日は妥当であり利水計画については新月ダム予定地の地域情勢を考慮した対策を講じるべきと思われる。

11月 建設省が補助中止を発表

新月ダムは「大川治水利水検討委員会」の意見具申を踏まえ、治水は他の案で検討することとなったため補助を中止する。

同15年3月 「三陸水系流域委員会気仙沼(大川水系)地域委員会」で県は「大川の河川改修の方針について」を説明。

1)基本高水は1000m³/sとする。対応は別途協議会を設置し意見を聞いた上で河川管理者の県が方針を判断する。(870m³が1000m³に上方修正された)

2)今後概ね30年間は大幅な河道拡幅を伴わない、河道内掘削による改修をすすめ、河道流下能力を800m³/sまで高めていく。

7月 「大川治水計画意見交換会」設立

同16年2月 第4回「大川治水計画意見交換会」は知事提出の意見をまとめる。

基本高水は1000m³/s、計画高水は800m³/sとするが拡幅はせず遊水池、放水路の組合せが妥当。知事は早急に「大川河川整備基本方針」及び河川整備基本計画を策定することを望みます。

3月 浅野知事へ上記「意見」を提出。

中止理由 (起業者が挙げる中止理由と、皆さんが捉えている中止理由)

起業者側の理由

平成9年9月10日付で反対同盟は浅野史郎知事に「新月ダム建設計画の休止の理由について」の要請書を提出し回答を求めた。

回答)昭和63年度から建設事業として用地交渉、地質調査等の諸調査、更には付け替え道路の整備を進めてまいりました。建設省は平成10年度の概算要求において、改めて全国のダム事業について、緊急性や必要性等を見直すこととなり、新月ダムにつきましても、計画発表以来24年を経過し、いまだ本体着工のめどが立っていない地元情勢や気仙沼市の水需要の動向及び下流河川の改修状況等について、建設省とも総合的に検討した結果、県としても休止はやむを得ないものと判断したものであります。また、大川の治水及び利水対策については、長期間経過する中での社会情勢の変化を踏まえ、気仙沼市との調整を図り、計画見直しも含めて検討することとしております。なお、大川が気仙沼湾に与える影響については、何らかの関わりはあるものと考えられますが内容については把握しておりませせん。

反対同盟が考える理由.

- 1) 反対派の土地での実施計画調査は許さず、特に河川予定地の指定につながる湛水線測量は絶対に認めないことを申し合わせた。またピラミット型会長制の組織の弱点に早く気づき、3集落からそれぞれ代表を出す3代表制に改め、3代表の合意で行動を決める制度にした。「三ない運動」を標語にし「家に入れない」「話を聞かない」「調査をさせない」を徹底した。
- 2) 水道水質悪化、水道料金の高騰、ダム湖の富栄養化、ダムサイトの劣悪な地質、気仙沼湾の養殖漁業への悪影響等、全国各地のダム公害といわれる社会現象を気仙沼市民に伝え理解してもらい、広報宣伝活動を続ける…方、促進派が国に促進陳情をする度に、反対同盟は国に反対の意志を配達証明付き文書で表明し続けた。国は県と市にたいして地元の反対が直接国に来るようでは困ると音をあげさせるほど執拗に続けた。
- 3) 共有地運動・予定地内の山林数百m²を全国に呼びかけ、専門学者はじめ81人の協力を得て共有地登記をした。自分の暮らしに土足で踏み込んで来たダム計画を決して許さないという自尊心を持ち続け、市民にむけて常にダム建設の不必要性を訴え続けたことが反対運動を支えた。

中止後の状況（当初目的についての現況、地域生活再建、河川・地域環境の現状、ダム等計画復活の動きの有無など）

当初目的の現状

- 1) ダム中止後、平成30年度の水需要予測は最大取水量36000m³/日としていたが、その後の需要減により32000m³/日に見直した。水源対策は安定水利権25000m³、地下水の新規開発6070m³、慣行水利権の余裕水の転用と期別取水3100m³の計34170m³/日でそれぞれの事業を進めている。
- 2) 館山浄水場の老朽化にともない、表流水20000m³を新月浄水場に送る導水管布設は21年度で終了した。地下水の5000m³は引き続き館山浄水場で配水する。
- 3) 治水対策の現状ダム中止にともない「大川治水水利対策検討委員会」が、平成12年6月、1/50確率で洪水時流量を870m³/秒とし、ダムではなく河道改修で対応する事が適当であり、2年以内に河道改修の計画を策定し明示するよう知事へ具申した。

同12年7月 新月ダム建設促進期成同盟(会長鈴木気仙沼市長)が、目的達成が不可能になったとして解散した。

9月 気仙沼市議会のダム建設調査特別委員会が解散。

12月 新月ダム関係地権者会112人(ダムと付け替え国道地権者)は、ダム中止によって損害が生じたとして、26年間の精神的、経済的損失として約6億7千万円の損害補償を県・市に要求した。(①逸失利益112人分5億5千3百万②過疎化による宅地評価損12人、3744万③移転対策・住宅改造8人、4852万④山林管理16人、1600万⑤平成2年から11力年の活動や研修視察の損害額1680万)【県・市は損害賠償は制度上不可能と回答、付け替え国道284号の沿道の同地権者会の複数の幹部の山林を買収「道の駅」を建設し騒ぎを治めた】

同13年2月22日、新月ダム建設反対期成同盟は発展的解散総会を開く。

3月 「三陸水系流域委員会気仙沼(大川水系)地域委員会」が発足r河川整備計画」の検討

7月12日、ダム付け替え道路の国道284号(2.46km)が、新月バイパスとして完成した。ダム中止後も国道事業として継続された背景には、平成4年度に大蔵省主計局斉藤次郎次長の配慮で80億の予算が付けられたことによる。国民健康保険の国への一元化を図る大蔵省は、反対する全国知事会を説得するため、全国市長会の国保の代表だった菅原雅市長に協力を求め、鈴木俊一都知事の説得に成功したことによる。

同15年7月 「大川治水計画意見交換会」が「河川整備基本方針」の検討をはじめ、16年3月・「大川の治水計画について」(意見)を知事に答申「1/50確率、基本高水流量1000m³秒。治水計画は河道拡幅を伴わない河道800m³/秒と遊水池、放水路の組合せが概ね妥当である」

同16年12月 16年度に着工した大川下流の河川改修は17年度から概ね15年間で完成(32年度)させるとしていたが、27年度とすると県議会で発表した。

中止獲得までに特に苦勞したこと

地域内にはダム建設をチャンスとして地域振興を図ろうとする勢力の声がしだいに大きくなるとともに、反対同盟の地権者の中からも条件闘争に傾く者が現れはじめた。相継ぐ脱退者、反対同盟の分裂

などのため、72人いた会員が最終的に27名まで半減し、ダム着工に追いつめられたが、逆に少数になったことで相互理解が深まり団結力が強くなった。

「経済問題」：昭和50年、年会費2000円/人で144000円だったが、平成9年度の反対同盟の会費は27名分54000円がおもな収入であった。当初から会費のみでは反対運動を展開することはできないため、篤志寄附をつのり全国大会出席、専門学者の招聴の都度経費に当てた。

中止獲得に至るまでの創意工夫

- 1) 反対運動の経費を捻出するため「お茶の共同購入」で年10万円以上の収入を得た。
- 2) 会長制度を止め、3地域からそれぞれ代表を選出する「三代表制」とし、多数決でなく三者の同意が役員会の決定条件とした。
- 3) 家にいけない、話を聴かない、調査をさせないの「三ない運動」の徹底

中止獲得までに協力を得た団体とその内容

- 1) 昭和五十年代はじめ頃、岩手大学と東北大学の自主講座の学生数人から全国各地の住民運動や新月ダムの反対運動の方法などについて聞く。
- 2) 全国水問題協議会:昭和51年頃運営委員になり、社会党機関紙局の石橋正典氏はじめ、石川錬治郎、大崎正治、高橋裕、伊藤滋氏等を知る。日田市での全国大会に参加した時、参加者一行は下笠ダム堤内を高橋裕教授に案内された。(この日、松下竜一氏の「砦に拠る」が会場で販売された)
- 3) 全国自然保護連合:篠田健三氏から宮ヶ瀬ダム計画の過大予測を指摘した反対運動を教えられ、その分析を担った嶋津暉之氏を知った。
- 4) 大川水系調査団(生越忠団長他9名):昭和58年7月24日気仙沼市前木地区で宮城県と気仙沼市を招き「大川水系と新月ダム問題を考えるシンポジウム」を開く。当初計画の基本高水流量1600m³/sが昭和54年の未曾有の水害をもとに見直したら1000m³/sに下方修正されたことを指摘し当初計画の計画高水流量1000m³/sの河道改修を行えばダムは不要であると指摘。そのほか劣悪な地質、杜撰な水需要予測など露呈する。(詳細は開発と公害23号に掲載)昭和60年1月、嶋津暉之氏に依頼した「新月ダム建設問題に関する意見書」が開発と公害第30号に収録された。国・県・市に反対陳庸書に添付し提出。
- 5) 水源開発問題全国連絡協議会:平成5年11月16日の結成集会に参加。

そのほか特に伝えたいこと

当時の団体名	新月ダム建設反対期成同盟
現在の団体名	六石(ろっこく)の会
連絡担当者	熊谷博之
住所(郵便番号から)	〒988-0842 宮城県気仙沼市久保 207
電話	0226-55-2707